

## (仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業に関する基本協定書(案)

(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業(以下、「本事業」という。)に関して、吹田市(以下、「甲」という。)と グループ(以下、「乙」という。)の構成員である[ ]、[ ]、[ ]及び[ ]は、次の条項によりこの基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と乙の設立する本事業の遂行者(以下、「事業予定者」という。)との間で締結する、本事業の基本事項並びに(仮称)南千里駅前公共公益施設の設計、建設、維持管理、運営の業務及びこれらに付随し関連する事項を定めた契約(以下、「事業契約」という。)の締結並びに本事業の実施に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。  
2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、(仮称)南千里駅前公共公益施設整備に係る民間活力審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

(事業予定者の設立等)

第3条 乙は、この基本協定締結後、事業予定者を会社法(平成17年法律第86号)による本店を吹田市内に置く株式会社として設立し、事業契約の仮契約締結の日までに、事業予定者に係る商業登記の全部事項証明書を甲に提出しなければならない。  
2 事業予定者に係る株式の議決権に対する、乙の構成員が保有する株式の議決権の割合は、50%を超えなければならない。また代表企業 の議決権保有比率は事業予定者の株主中最大としなければならない。  
3 乙は、事業予定者の定款に会社法第326条第2項に従い会計監査人及び監査役の設置に関する定めを置くものとし、また、事業予定者の取締役、会計監査人及び監査役が選任され、又は改選された場合、事業予定者をしてこれを甲に報告させるものとする。  
4 事業契約期間中において、乙の構成員は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は出資比率の変更について協議に応じることができる。

(株式の譲渡)

第4条 事業予定者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務等の委託及び請負)

第5条 乙は、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- (1) 設計に係る業務 :
- (2) 建設工事に係る業務 :
- (3) 工事監理に係る業務 :
- (4) 維持管理に係る業務 :
- (5) 運営に係る業務 :

2 乙は、前項に規定する業務等を委託し、又は請け負わせる者(以下、この条において「受託者等」という。)と事業予定者との間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(事業契約の締結等)

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、この基本協定の締結日から平成 21 年 月 日までに甲と事業予定者の間で締結させるものとする。ただし、事業契約の本契約の締結がなされる前に乙の構成員のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたときは、事業契約の仮契約を解除し、本契約を締結しない。

- (1) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令)又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき(同法第 77 条の規定によるこの審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が乙の構成員に違反行為があったとして行った審決に対し、当該乙の構成員が独占禁止法第 77 条の規定により審決の取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙の構成員(乙の構成員が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(昭和 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

- 3 乙は、事業予定者と甲との間で事業契約の仮契約が締結された後、速やかに、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙 2 の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。
- 4 甲は、乙の構成員に第 1 項各号の事由が事業契約の締結に関して生じたことにより事業契約を締結しない場合には、乙に対し、賠償金として事業契約の契約金額となるべき金額の 100 分の 3 に相当する金額を請求することができる。
- 5 乙が前項の請求を受けたときは、乙の構成員は連帯して甲の指定する期間内に賠償金を甲に支払わなければならない。

(準備行為等)

- 第7条 事業契約締結前であっても、乙は、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

- 第8条 事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第 6 条第 4 項及び第 9 条第 1 項に規定する賠償金並びに同条第 2 項の損害賠償の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(談合その他の不正行為に係る賠償の予定)

- 第9条 事業契約の本契約の締結後、乙の構成員のいずれかが事業契約に関して第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙の構成員は連帯して、賠償金として事業契約の契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
- (1) 第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他、金銭的損害が生じないことを乙の構成員が立証し、甲が認める場合。
  - (2) 第 6 条第 1 項第 3 号のうち、乙の構成員について刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合(乙の構成員について刑法第 96 条の 3 の規定にも該当するとして刑が確定した場合を除く。 )。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第 10 条 甲及び乙は、この基本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が吹田市情報公開条例(平成 14 年吹田市条例第 10 号)に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 11 条 この基本協定は、日本国に法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を 通作成し、甲及び グループの構成員が、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲  
吹田市  
吹田市長

乙：

代表企業

代表取締役

構成員

代表取締役

構成員

代表取締役

## 別紙 1 出資者保証書の様式

平成 年 月 日

吹田市

吹田市長 [ ] あて

### 出 資 者 保 証 書

吹田市(以下、「市」という。 )と [ SPC 名称 ] (以下、「事業者」という。 )との間で、平成 年 月 日付けで締結された(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業 事業契約の仮契約(以下、「本契約」という。 )に関して、落札者の構成員である 会社、 会社、 会社及び 会社(以下、「当社ら」と総称します。 )は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

### 記

1. 事業者が、平成 年 月 日に、会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
2. 事業者の本店は吹田市内にあること。
3. (1) 本日時点における事業者の発行済株式の総数は、 株であること。  
(2) 落札者の構成員が保有する事業者の株式の総数は、 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。  
(3) 落札者の構成員でない者が保有する事業者の株式の総数は、 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。
4. 本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その

旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。

5. 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成 年 月 日付けで市と当社らの間で締結された基本協定書第3条第2項の規定に反する株式の譲渡、その他の処分は行いません。

以上

[ グループ ]  
(代表企業)  
会社  
代表者

(構成員)  
会社  
代表者

(構成員)  
会社  
代表者

(構成員)  
会社  
代表者

(構成員)  
会社  
代表者

別紙2 誓約書の様式

平成 年 月 日

吹田市  
吹田市長 [ ] あて

誓 約 書

吹田市(以下、「市」という。)及び[ SPC 名称 ] (以下、「事業者」という。)間で、平成 年 月 日付けで締結された(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業 事業契約の仮契約(以下、「本契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 本日現在、当社が保有する事業者の株式数は、 株であること。
2. 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
3. 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に市の承諾を得ること。

以上

住所  
氏名 会社  
代表者